

平成29年度予算 データ利活用型スマートシティ推進事業 実施要領

1 事業の目的

平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」（以下、「法」という。）においては、「多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備」（法第15条第2項）が定められるなど、地域におけるデータ活用の環境整備が進展している。

また、同月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2016改訂版）においては、「ICT等も活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要」「データを活用したまちづくりなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む」「ICTを活用したまちづくりなどの成功事例の横展開やICTを活用したスマートシティの具体化や推進」とされているところ。

他方、総務省は、「ICT街づくり推進会議」（座長：岡素之 住友商事株式会社相談役）の下に「スマートシティ検討WG」（主査：徳田英幸 慶應義塾大学環境情報学部教授）を設置し、平成28年11月から4回開催し、平成29年1月に第一次取りまとめ（参考1）を発表した。

これらを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するため、ICTを活用したスマートシティ（都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる街）型の街づくりに取り組む、地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する本事業を実施する。

2 事業の概要

（1）公募する事業

都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる街づくりを目的として、複数分野のデータを収集し分析等を行う基盤（プラットフォーム）を整備するとともに、ベンチャー企業などの多様な主体が参画するための体制整備等を行う事業

（2）実施団体の要件

参考2「情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）第4条に規定する者とする。ただし、交付要綱第4条第1項第3号に規定する法人格を有する組織が実施団体となる場合（以下、「民間事業者等」という。）には、事業に関連する都道府県又は市町村からの出資等によりガバナンスが確立されていること¹を条件とする。また、当該条件を満たしているか確認するために、提案者に対して証憑となる資料の提出等を求めることがある。

¹例えば、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに会社法法人に対して、都道府県又は市町村が出資を行っている場合（いわゆる第三セクター（まちづくり会社等））や都市再生推進法人（都市再生特別措置法に基づき市町村が指定するもの）等を指す。

(3) 補助対象経費の範囲

交付要綱別表及び本実施要領別添1に規定するとおり。

なお、補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び一般的に合理的と認められる範囲を超える経費等については、原則として補助対象とならない。

使用できない経費の例示は以下のとおり。

(ア) 補助事業の目的遂行に必要と認められない経費

- 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- 補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 事業実施に必要なない外国旅費等（特に外国旅費については、補助事業の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- 実施団体が負担する経費振込手数料
- 特許取得に係る費用
- 知的財産の維持管理に係る経費
- 補助事業に直接係わらない事務的な打ち合わせに係る経費
- 総務省の検査を受検するために要する旅費
- 学会年会費、為替差損に係わる経費等
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- その他、補助事業の遂行に關係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産、接待費等。イベントや学会等への参加費に懇親会費・食事代等が含まれている場合は、参加費のみが計上可能。）

(イ) 一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

- 経済合理性を欠いた高額取引により生じた経費
- 選定理由を欠く随意契約等により生じた経費
- 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金等（タクシーの使用は明確かつ合理的な理由があれば認められる場合がある。）
- 鉄道料金及び航空機料金について、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる範囲を超える運賃
- 社会通念上相当と認められる範囲を超える日当及び宿泊費
- その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

(ウ) 補助事業対象期間外の経費

- 交付決定日以前に発注した経費、又は、補助事業期間中に検収又は支払いが終了していない経費。ただし、補助事業期間終了前1ヶ月以内にやむを得ず調達を行う場合などで、支払いが補助期間外となる相当の事由を証明した場合は、経費計上できる（例：人件費に関して、給与等の支払いが月末締めの翌月になる場合）。

上記の他、補助事業における経理処理については、「平成29年度予算ICTスマートシティ整備推進事業 経理処理解説」等総務省が別途提示する経理処理ルールに従うこと。

(4) 補助金の交付額

補助率は1／2とする。

※ 補助事業に係る事業費の下限額は、100万円とする。

(5) 補助事業の留意事項

- ✓ 実施団体は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない（当該報告により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付せることがある）。
- ✓ 補助事業の実施に当たっては、重複して他省庁（国）の公的な補助金等の交付を受けることはできない。
- ✓ 本事業は直接補助事業であり、間接補助事業者への補助金の交付は認めない。

3 提案手続

(1) 提出書類

- ア 様式1 企画提案書（概要）
- イ 様式2 実施計画書
- ウ 様式3 実施体制説明書
- エ 様式4 事業スケジュール
- オ 様式5 資金計画書（根拠となる見積書も添付すること）
- カ 様式6 事業概要・実施体制図
- キ 様式7 申請者概要説明書（実施団体が民間事業者等の場合のみ）

(2) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

(3) 提出期限

平成29年5月8日（月）午後5時（必着）

(4) 提出書類

提出書類（提出書類及びその他の補足資料）は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDFで作成した電子ファイルで提出すること。

(5) 提出先

所管の総合通信局等（別添2参照）にメールで提出するとともに、電話でメール提出した旨を一報すること（郵送、持ち込みは不要）。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

4 採択候補先の選定等

(1) 選定方法

外部有識者による評価を行い、その結果に基づき採択候補先を選定する。評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等

を求めることがある。

(2) 選定のポイント

採択候補先の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

I 総論

- ① 住民参加型の事業であり、その実施が、実施地域において策定した「地方版総合戦略」やまちづくりに関する戦略などの各種戦略に沿ったものであり、事業の実施が同戦略の推進に寄与するもの
- ② 実施体制、事業スケジュール、資金計画（データ売買等ファイナンス面の工夫を含む）等を含めて事業の実施計画が効率的に組まれており、翌年度以降の事業計画等の確実な実施・運営が見込めること
- ③ 事業の実施を通じて期待される事業の成果が明確に示されており、地域の活性化に資する根拠が明確に示されていること（参考3）
- ④ 地域において自立的・持続的に事業を行い、継続的な改善を図るとともに、他地域への普及展開を推進していくための体制の整備等に係る計画が具体的かつ明確に示されていること

II 各論

<必須条件>

- ⑤ 他の自治体が容易に活用できるよう、プラットフォームはクラウド上で構築すること
- ⑥ 既存の他のプラットフォームとの連携を図ること
- ⑦ 収集したデータについてはベンチャー企業等含め多様な主体が活用できるように構築すること（ロックインの排除）
- ⑧ データフォーマットについて、標準化されたフォーマットがある場合はそのフォーマットを使用すること²

<推奨条件>

- ⑨ 民間資金の投入を積極的に行うこと（見込み含む）、特に更地からの再開発については、PPP／PFIにより街と一体で整備すること（見込み含む）
- ⑩ 地方創生関連交付金（内閣府）、ローカル10,000プロジェクト（総務省）、コンパクト・プラス・ネットワーク（国土交通省）など他の施策と連携すること（もしくは連携予定）

² 例：共通語彙基盤（<https://imi.go.jp/>）

- ⑪ 資産を保有するのではなくリースやレンタルによる調達を行うこと
- ⑫ オープンソースや標準化されたプロトコルを積極的に活用すること
- ⑬ A P I を公開し、他のサービスやプラットフォームとの連携を可能とすること
- ⑭ サービス事業者、ベンチャー企業、大学・高専等の研究教育機関及び市民の参画を得てエコシステムを構築すること（参考4）
- ⑮ 事業を推進しつつP D C A や普及状況を踏まえた検証を常時行い、スマートシティの改善を図ること
- ⑯ 事業を地域に浸透させるための普及啓発活動を行うこと

（3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、採択候補先を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な交付決定を行う。ただし、交付決定に当たっては必要に応じて条件を付すことがある。

また、採択された提案内容については、必要に応じて、総務省と採択候補先との間で調整の上、修正等を行うことがある。

（4）補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。（特別の事情がある場合には、年度途中で概算払いが認められることがある。）

（5）事業結果説明書

実績報告書の提出に当たっては、同報告書の事業結果説明書において、以下の内容を明示すること。

- ① 事業の概要（構築したシステム・サービスのイメージ等）
- ② 補助事業の実施期間
- ③ 事業の運営体制や関係者間の役割分担
- ④ 事業実施に要した初期費用・運営費用
- ⑤ 所期の目標に対する達成度、定量的な費用対効果
- ⑥ 翌年度以降に予定している事業内容 等

5 スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成29年5月中旬～下旬 : 外部評価の実施
- ・平成29年6月上旬 : 採択候補先の選定
- ・平成29年7月中 : 交付決定

6 その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

また、平成30年度の第一四半期中を目処として、実績報告書に基づくフォローアップ（実施体制の構築状況やシステムのオープン性の確保状況等）を行うことを予定している。

7 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館9階

担当： 松田課長補佐、由本主査、荒谷主任

電話： 03-5253-5482

FAX： 03-5253-5721

E-mail： ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

補助対象経費の範囲

大分類	中分類	説明				
一 直接経費						
I. 物品費	1. 設備備品費	<p>補助事業の実施に直接必要な物品※の購入により調達する場合に要する経費。</p> <p>※取得価格が5万円以上、かつ、原型のまま、1年以上の使用に耐える物品をいう。</p> <p>ただし、以下の物品については、取得価格によらず備品とする。</p> <p>① 当該物品の保有に伴い保守料金等が生じるもの（携帯電話、プリンタ等） ② リサイクルその他管理換（供用換を含む。）により効率的な物品の活用を行う必要性が高いもの（家電製品、什器類等）</p>				
	2. 消耗品費	補助事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のものあるいは取得価格が5万円未満のもの）の購入に要する経費。				
II. 人件費・謝金	1. 人件費	<p>補助事業の業務に直接従事する者的人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く）とする。ただし、I及びIVに含まれるもの並びに地方公共団体の職員の人件費を除く。）。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 事業担当者</td><td>補助事業の業務に直接従事する担当者的人件費。</td></tr> <tr> <td>イ 事業補助者</td><td>補助事業の業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（原則として福利厚生に係る経費を除く。）。</td></tr> </table>	ア 事業担当者	補助事業の業務に直接従事する担当者的人件費。	イ 事業補助者	補助事業の業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（原則として福利厚生に係る経費を除く。）。
ア 事業担当者	補助事業の業務に直接従事する担当者的人件費。					
イ 事業補助者	補助事業の業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（原則として福利厚生に係る経費を除く。）。					
	2. 謝金	補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金。原則として、国家公務員及び地方公務員への謝金は除く。				
III. 旅費	旅費	補助事業の実施に特に必要とする旅費。				
	ア 旅費	補助事業の業務に従事する者が補助事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費等）。ただし、地方公共団体の職員の旅費を除く。				
	イ 委員等旅費	補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費（交通費、日当、宿泊費等）であって、補助事業実施機関の旅費規程等により算定される経費。				
	ウ 委員等調査費	委員会の委員が補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費等）、その他の経費。				
IV. その他	1. 外注費（業務請負費）	補助事業の業務に直接必要なシステム構築等の外注にかかる経費（業務請負費等含む）				
	2. 印刷製本費	補助事業の実施に直接必要な資料、周知用チラシ等の印刷、製本に要した経費。				
	3. 会議費	補助事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。				
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	補助事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。				
	5. 光熱水料	補助事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。				
	6. その他（諸経費）	補助事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。				
二 一般管理費	一般管理費	一 直接経費の合計額に一般管理費率（10分の1を上限）を乗じた額。				

○ 提案書の提出先一覧（総合通信局及び事務所）

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4714）／FAX：011-709-2482

e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

電話：022-221-3655／FAX：022-221-0613

e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1693／FAX：03-6238-1699

e-mail：kanto-keikaku@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒380-8795長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9933／FAX：026-234-9999

e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431／FAX：076-233-4499

e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9405／FAX：052-971-3581

e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8522／FAX：06-6920-0609

e-mail : ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

電話：082-222-3413／FAX：082-502-8152

e-mail : chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5

電話：089-936-5061／FAX：089-936-5014

e-mail : shikoku-chiiki@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

電話：096-326-7826／FAX：096-326-7829

e-mail : h-shinkou@soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階

電話：098-865-2304／FAX：098-865-2311

e-mail : okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp